

契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術機関が両法に基づいて患者の施術を行うについて、西宮市長（以下「甲」という。）とはり・きゅう師 **西宮 太郎**（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか、本契約書によるものとする。

第2条 乙が請求できる被保護者に対する施術料金の額は、甲と一般社団法人兵庫県鍼灸師会会長、一般社団法人兵庫県保険鍼灸マッサージ師協会会長、協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長、全国柔整鍼灸協同組合理事長との間で協定された施術料金の額以内の額とする。

第3条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他帳簿書類を検査させることができる。

第4条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障を来しまたは来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

2 その他上記以外については、別記特約に従っていつでもこの契約を解除することができるものとする。

空欄

空欄

第5条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第6条 この契約の終了1か月前までに契約当事者いずれか一方より何らかの意思表示をしないときは、終期の翌月において向う1年間契約を更新したものとみなす。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

空欄

西宮市長 石井 登志郎

はり・きゅう師 住所 **西宮市六湛寺町10番3号**

氏名 **西宮 太郎**

西宮

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

- 1 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。)第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。以下「要綱」という。)の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団等からの業務の妨害その他不当な手段による要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(役員等に関する情報提供)

- 3 甲は、乙が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他必要な情報(以下「役員名簿等の情報」という。)の提供を求めることができる。
- 4 甲は、乙から提供された情報を警察署長へ提供し、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

- 5 甲は、前項の規定による照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第1項の趣旨に従い暴力団等を利することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等(要綱第2条第10号に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。)に提供することができる。

(甲の解除権)

- 6 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(要綱第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号及び条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団、暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 7 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

- 8 乙は、この契約の契約金額が200万円を超えるときは、甲に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
 - (1) 乙が暴力団等でないこと。
 - (2) この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとするときは、暴力団等をその受注者とししないこと。
 - (3) 乙は、この契約書及び暴力団排除に関する特約に違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他の甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - (4) 甲が、乙が暴力団等に該当しないことを確認するために、警察署長へ照会することに同意すること。
 - (5) 前号の照会に当たり、甲が役員名簿等の情報を求めたときは、乙は、その役員等から役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、速やかに提出すること。
 - (6) 甲が、警察署長から得た情報を第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため、他の業務で使用し、又は教育委員会等に提出すること、及び西宮市指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。

(乙からの協力要請)

- 9 乙は、暴力団排除に関する特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。